

求職者支援訓練の認定分野及び規模について
(令和9年1・2・3月開講分)

令和8年9月7日
石川労働局
職業安定部訓練課

令和9年1・2・3月に石川県内で開講する求職者支援訓練の分野及び規模（認定上限数）を次のとおりとします。

地域区分 (開講される地域)		令和9年1・2・3月に開講される 求職者支援訓練の認定上限数(単位:人)			
		県全域	県計	うち新規 参入枠	うちe ラーニン グ枠
実践コース		96	96	53	30
	介護系	30	30		
	医療事務系	11	11		
	デジタル系	30	30		
	その他	25	25		

※1 令和9年1月5日以降3月31日までに開講する訓練コースとなります。

※2 新規参入枠の申請が優先して認定されます。

※3 実践コースの認定は県全域で行います。

※4 実践コースの介護系、医療事務系及びデジタル系について余剰定員が生じた場合は、同一認定期間の実践コースの他分野に振替えることがあります。

※5 実績枠に余剰定員が生じた場合は、同一認定単位期間内で、新規枠へ振替えることがあります。

※6 実践コースにて定員調整を行った後に余剰定員が生じた場合は、余剰定員を実践コース間で振替えることがあります。
余剰定員の活用は、実践コースの全国共通重点分野（介護系、医療事務系及びデジタル系）、実践コースの全国重点分野以外の分野の順とします。

※7 同一コース・同一分野で競合した場合は、原則、同一機関の複数認定は行いません。

※8 申請受付時に定員数の調整を行う場合があります。

※9 同時期に訓練コースが集中する場合など、申請状況によっては、訓練開始時期の変更を提案する場合があります。